

令和7年2月3日

広域委員会・広域浜プラン策定調整協議会 御中
地域水産業再生委員会 御中

一般社団法人漁業経営安定化推進協会
<公 印 省 略>

競争力強化型機器等導入緊急対策事業により
導入した機器等を担保に供する場合の手続について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当協会事業の推進に当たりましては、毎々格別のご高配をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、本事業により導入した機器等を担保に供する場合は、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業で取得した機器等の管理運営について」(平成28年3月18日付け一般社団法人漁業経営安定化推進協会)の第4の(1)等に基づき、あらかじめ当協会に申請し、当協会が全件取りまとめて農林水産大臣あてに申請の上、承認を受ける必要があります。

つきましては、申請書類の提出期限等について、下記のとおりご案内しますので、事業実施者の方々への周知等をお願いいたします。

記

1 申請書類の提出期限

	区 分	処分(担保設定)予定年月日	申請書類の提出期限
令和6年度補正	第1回目	令和7年7月22日(火)以降	令和7年6月30日(月)
	第2回目	令和7年8月27日(水)以降	令和7年7月31日(木)
	第3回目	令和7年10月20日(月)以降	令和7年9月30日(火)
	第4回目	令和7年11月20日(木)以降	令和7年10月31日(金)
	第5回目	令和7年12月22日(月)以降	令和7年11月28日(金)
	第6回目	令和8年2月20日(金)以降	令和8年1月30日(金)
	第7回目(最終)	令和8年3月23日(火)以降	令和8年2月27日(金)

2 提出書類

(1)「財産処分承認申請書」(様式は別添のとおり)

* 様式は当協会のホームページにも掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用下さい。

(2) その他添付資料

* 融資契約及び担保設定契約の内容が分かる資料(金銭消費貸借契約証書(案)又は借用証書(案)、抵当権設定証書(案)又は譲渡担保設定契約証書(案)、金融機関への借入申込書(写し)、見積書(写し))

(3) 上記(1)及び(2)の書類を1部提出して下さい。

3 留意事項

農林水産大臣の承認を受けることなく本事業により導入した機器等を担保に供した場合、法令違反に該当するおそれがありますので、補助残融資等を受ける場合は、必ず当該融資の担保設定前に承認を受けるよう、金融機関等と相談の上、申請してください。

以 上